

## 第2章 施策の展開

<コラム>

第2章のコラム「市民のみなさんは」「事業者のみなさんは」「教育関係者のみんさんは」では、男女共同参画社会をめざした各主体の取組例を示したものです。なお第4章(63ページ)にはそれらの取組と、取組を支援する事業一覧を掲載しています。

<用語の解説>

各ページ下欄に用語の解説を掲載しました。

## 基本目標

# 男女共同参画の意識の啓発と 男女の個人としての尊重

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個性と能力を発揮できる自由な生き方の選択が、尊重されることが大切です。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という言葉で代表されるような、性別による固定的な役割分担は未だ残っており、家庭生活や仕事などさまざまな場面で、男女の生き方の選択を狭めてきました。

このような性別による固定的な役割分担の意識やあり方は、長い時間をかけて人々の意識に浸透し、社会における取り決めや慣習の中に形作られてきたものであるため、市民一人ひとりが男女共同参画意識を持ち、行動できるようにするには、幅広い広報・啓発を継続的に行っていく必要があります。

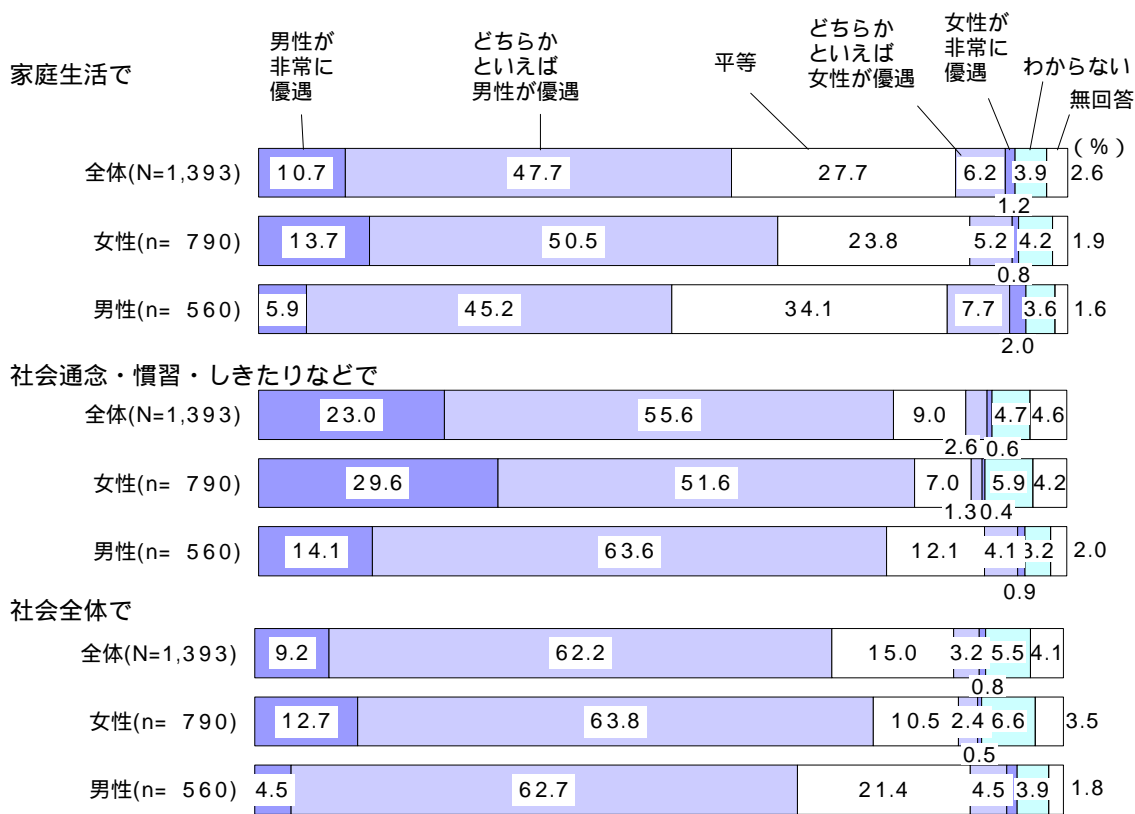
また、女性の人間としての尊厳を損なうさまざまな形の暴力が存在し、主体的に生きる権利が侵害されている実態があり、早急に対応する必要があります。女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題があると考えられています。したがって、被害者への支援はもとより、人権尊重の教育や啓発が重要です。

また、情報化社会にあってメディアからの情報に対して主体的に読み解く能力の向上を図る必要があります。

さらに、男女の身体的特徴によって、能力を発揮する上で制約を受けることのないよう、よく理解・尊重しあうことが重要です。そのため、自らが責任ある行動をとれるよう性に関する正しい知識と理解を得るための情報や学習機会が必要です。特に、10代の人工妊娠中絶が増加していることから、人権教育を踏まえた性教育の充実が望まれます。また、心もからだも変化しやすい思春期、更年期、向老期など男女共に共通の健康に関する課題として取組を進める必要があります。

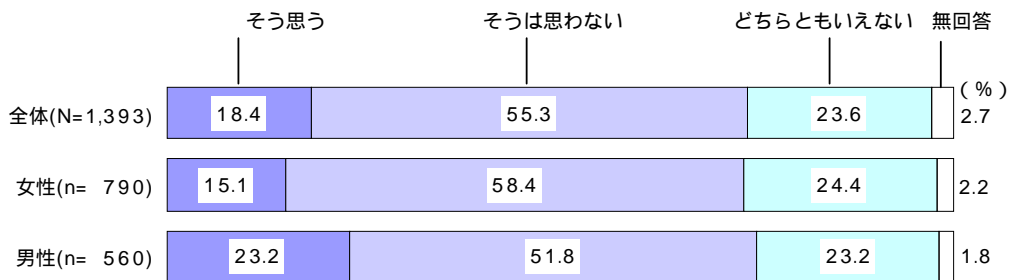
一方、男女共同参画の推進については、国際社会に動向に留意する必要があります。市民の自主的な国際理解のための活動への支援が求められています。

男女の地位の平等感（宇都宮市）



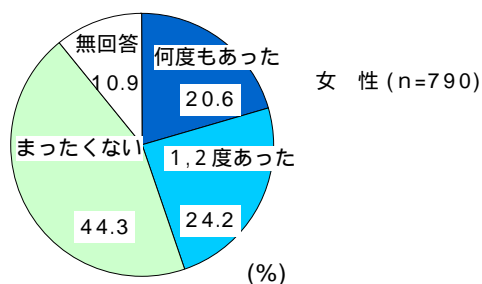
(出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査)

「男は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（宇都宮市）



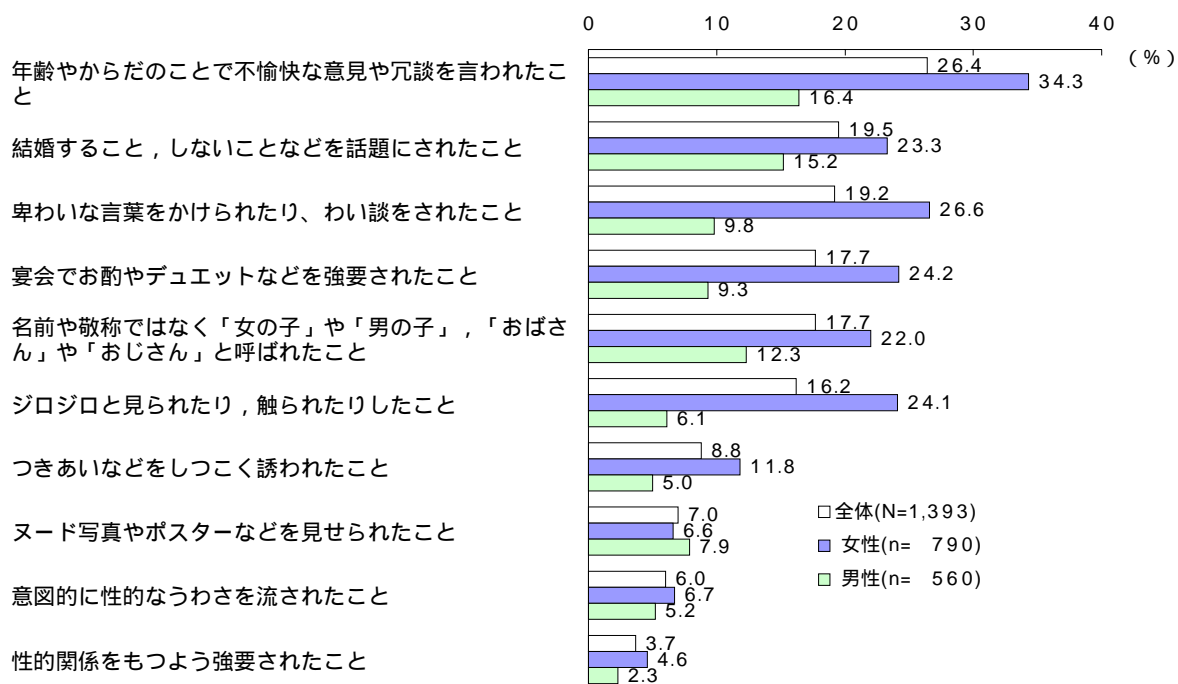
(出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査)

夫やパートナーから何らかの暴力を受けた経験（宇都宮市：女性）



(出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査)

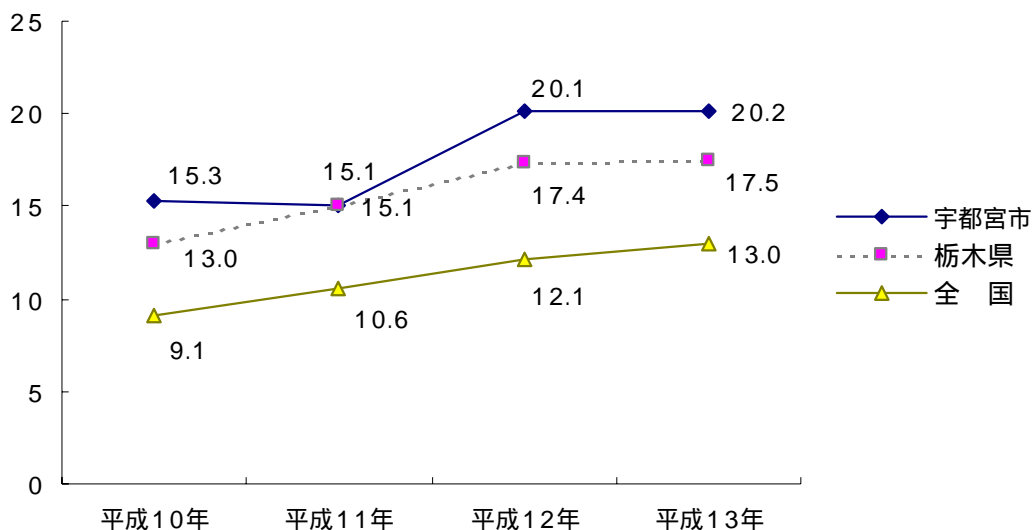
セクシュアル・ハラスメントだと感じた経験（宇都宮市）



（出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査）

20歳未満の人工妊娠中絶実施率の推移（宇都宮市）

15歳以上20歳未満の女子総人口千あたりの実施率



（出所：宇都宮市資料）

## 施策の方向 1

# 男女平等意識を啓発する

第3条(1) 男女の個人としての尊厳の尊重

『男は仕事，女は家庭』という性別役割分担意識は，社会通念として深く根づいており，性別により無意識に差別し，不平等にしています。このため男女が性別による差別的扱いを受けることなく，個人として尊重され，一人ひとりの能力や個性を発揮できるよう，男女平等の意識づくりを進めます。

## 取り組むべき施策 1

### 啓発のための広報媒体の活用

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
1 重点	男女共同参画の視点からのガイドラインの活用	市の作成する刊行物での性別による固定的な役割分担の解消に向けた適切な表現・表記の手引きを作成し，活用する。 ガイドラインの作成と活用	広報広聴課 男女共同参画課
2	さまざまなメディアを活用した市民への啓発	男女共同参画に関する意識の浸透を図るため，必要な情報を提供する。 広報紙・情報誌の発行 市ホームページ・テレビ・ラジオ等による市民への啓発	男女共同参画課
3	情報紙・機関紙を有する団体・機関等への働きかけ	情報紙・機関紙を有する団体・機関等に働きかけ，男女共同参画のための意識啓発に協力を求める。 男女共同参画推進関係団体等への情報提供及び啓発記事の掲載依頼	男女共同参画課

## 取組むべき施策 2

## 意識啓発のための講座，イベント等の実施

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
4 重点	男女共同参画推進月間の実施	10月を「うつのみや男女共同参画推進月間」とし、集中的に事業を行う。 講演会等の開催 男女共同参画社会づくり標語・作文コンクールの実施と入賞作品の展示 各課への関連事業の取り組み要請及び実施 団体等への男女共同参画の取組要請及び実施	男女共同参画課
5 重点	成人を対象とした講座の開催	講話，実技，話し合い，見学等により，男女共同参画の意識の高揚を図る。また，男性を対象とした講座を開催する。 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課
6	講師やイベント等の情報の収集・提供	男女共同参画に関する講座，イベント情報を生涯学習情報提供システム等で広く市民に提供する。 生涯学習情報提供システム（マナビス）整備事業	生涯学習課
7	人権啓発活動事業の推進	広報紙により，人権に関する意識高揚を図るための啓発を行う。 人権週間の周知と啓発物の配布	行政経営課
8	市職員への意識啓発	職員自らが男女共同参画の推進意義・内容を理解し，市民に向けて正しい情報発信や行動をとれるよう情報等の発信・研修会の開催を行う。 庁内LANを利用した啓発研修の実施 啓発講座の開催	男女共同参画課 人事課

**市民のみなさんは**

女だから，男だから，と決めつけていないか考える機会をつくりましょう

女性も男性も自立した対等なパートナーとなるよう心がけましょう

**事業者のみなさんは**

職場のなかに男女平等に関する相談の窓口としくみをつくり，問題解決を進めましょう

## 施策の方向 2

# 男女共同参画に関する教育・学習を推進する

第19条 教育分野での取組等

男女共同参画を進めていくためには、子どもの頃から男女が性別にとらわれず互いを尊重する意識を形成することが大切です。子どもは、保護者の性別役割感やしつけなどの影響を受けやすいため、幼少期から、家庭・学校・地域社会において、子どもを特定の型にはめることなく、個性や興味、関心等を大切にしながら育み、子どもが生涯にわたり主体的に多様な生き方を選択することができる能力を伸ばす教育等を支援します。

また、市民が男女共同参画について関心をもち学習していけるよう、家庭や地域における学習活動を支援します。

### 取組むべき施策 1

## 子どものときから性別にとらわれない教育等の支援

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
9	子ども読書活動の推進	全ての子どもがあらゆる機会と場所で多様な世界に出会える読書活動を自主的に行うことができるよう環境の整備を進める。 子ども読書活動推進計画の策定 宮っ子ふれあいブック事業 子どもの読書活動推進事業の推進	生涯学習課
10	子育て相談・子育てサークルの活用	講演会や相談業務を通して、性別にとらわれない子育てのあり方について取組む。 子育て相談に従事する職員に対する研修の実施 保護者に対する意識啓発 サークルにおける講演会の実施	児童福祉課
11	保育園職員に対する意識の啓発	保育士自身が、男女共同参画を理解し、性別にとらわれない保育を実践するため、意識啓発を行う。 公立、民間保育園職員研修の開催	児童福祉課
12	幼稚園教諭及び保護者に対する意識の啓発	性別による固定的役割分担の解消につながる情報の収集と提供を行うとともに、研修会を開催する。 幼稚園・保育園・小学校合同研修会の開催	学校教育課

#### 教育関係者のみなさんは

いのちを尊び、男女、高齢者などすべての人をひととしてお互いに認めあうことができる教育を進めましょう

## 取組むべき施策 2

## 男女平等意識を育む学校教育の推進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
13	人権の尊重, 男女の平等, 相互協力・理解についての指導の充実	児童生徒の発育段階に応じ, 男女平等の理解及び男女の協力についての指導の充実を図る。 各学年における道徳, 社会科など関連する学習を通じての指導 各学校における人権に関する教育の実施	学校教育課
14	<b>重点</b> 男女共同参画教育参考資料の作成及び活用	子どものときからの男女共同参画に関する意識の醸成を図るため, 小学5年生用に教材, 教師用の指導書を配布し, 活用に努める。	学校教育課 男女共同参画課
15	性別にとらわれない進路指導の充実	生徒が性別にとらわれずに能力を最大限に発揮し, 自己実現が図れるよう, 計画的・継続的な進路指導を充実する。 学級活動を通して自己の適性を的確に捉えさせる 職場体験活動の実施 中学2年生の社会体験事業 適切な進路指導	学校教育課
16	教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進	教師一人一人が自らの在り方を男女共同参画の視点から見直せるような研修を実施する。 人権教育研修会における講話の開催	学校教育課
17	男女共同参画に敏感な視点に立った学校運営の充実	男女共同参画の視点から教育活動を見直すなど, 学校運営全体を通じた男女共同参画に敏感な視点に立った取組を進める。 男女混合名簿の利用 男女共同参画の視点からの教育活動の見直し 学校便りによる保護者への啓発	学校教育課

**市民のみなさんは**

子どもたちの学習や進路を「女の子, 男の子」で分けていないか, もういちど考えてみましょう

**教育関係者のみなさんは**

教える側の男女共同参画意識を培うための研修会や討論会などを積極的に実施し, 参加しましょう

学びのなかで子どもたちの男女のパートナーシップを育みましょう

教材や遊具など教育に関わる環境を男女共同参画の視点から見直してみましょう



取組むべき施策 **3**

## 家庭や地域における性別にとらわれない教育・学習の推進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
5 再掲 <b>重点</b>	成人を対象とした講座の開催	講話, 実技, 話し合い, 見学等により, 男女共同参画の意識の高揚を図る。また, 男性を対象とした講座を開催する。 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課
18	青少年育成団体の活動支援	青少年団体が性別にとらわれない活動ができるよう, 情報提供や助言を行う。	青少年課
19	「家庭の日」推進事業の実施	家族が協力し合い, 尊重しあって, 絆を深めることを促すため, 「家庭の日」を推進し, 家庭における男女共同参画を進める。 「家庭の日」推進事業の実施	青少年課
20	家庭教育に関わる講座の開催	家庭教育の向上を図るため, 生涯学習センターにおける講座の開催のみならず, 地域や企業等へ講師派遣を支援し, 出前家庭教育などの講座を開催する。	生涯学習課

### 市民のみなさんは

女性も男性も自立した対等なパートナーとなるよう心がけましょう  
 女だから, 男だから, と決めつけていないか考える機会をつくりましょう  
 子どもを励ますときや叱るときなど, 女の子らしさ・男の子らしさにとらわれていませんか? 個性や能力を発揮するための子育てを一緒に考えましょう  
 家庭での会話や家族がともに過ごす時間を大切にしましょう

## 施策の方向 3

# 男女の人権を尊重し あらゆる暴力を根絶する

第21条 性別による権利侵害の禁止

第22条 性別による権利侵害等に関する相談への対応

夫やパートナーからの女性に対する暴力が人権を侵害する重要な問題として顕在化しています。女性への暴力根絶に向けた環境づくりや被害者救済の支援を図るとともに、権利侵害に関する相談事業を充実させます。また、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）や女性を性的対象、視覚的对象とするような性の商品化の防止について取り組みます。

## 取組むべき施策 1

# 人権尊重と女性に対する暴力根絶に向けた取組の推進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
21	「女性に対する暴力の根絶」についての意識啓発	女性に対する暴力の防止や人権意識の啓発のための研修会等を開催する。 情報誌，パンフレット等の作成と配付 研修会等の実施，広報による啓発	男女共同参画課 行政経営課
22	<b>重点</b> 女性のための相談機能の充実	女性に対する暴力など，複雑多様化する女性の相談に対応し，解決に向け関係機関と連携を強化し，迅速で適切な助言・指導を行う。 女性相談 女性のためのカウンセリング 女性弁護士と面接による法律相談 結婚相談 ドメスティック・バイオレンス相談マニュアルの作成 女性相談員研修の充実	男女共同参画課
23	人権擁護委員による人権相談の充実	人権問題に関する相談に応じ，問題を潜在化させないとともに，関係課との連携を密にし，情報の提供等により，自らの解決に向けた選択を促す。 人権擁護委員の周知 人権相談所の開設と広報 人権擁護委員の日，人権週間の広報 女性人権擁護委員の登用の促進	生活福祉課
24	保健と福祉の相談の充実	女性，子ども，高齢者等の保健と福祉に関わる相談や苦情に対して，一箇所での解決に向けた対応をする。 保健と福祉の総合相談窓口の設置 福祉サービス等に係る苦情解決体制の整備	保健福祉総務課

## 第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
25	外国語による相談体制の充実	外国語による情報提供や相談を行う。 外国人行政相談窓口の設置 外国人向けパンフレット等の作成と配布 公共事業者へのチラシの多言語化を要請 外国人のための総合的な相談窓口の新設	広報広聴課 秘書課 各課
26 重点	ドメスティック・バイオレンスなどの被害者に対する保護と自立支援	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、柔軟な対応が可能な民間シェルターの運営を支援する。また、被害女性の自立に向けた自助グループ活動を支援する。 民間シェルター運営費補助金 ドメスティック・バイオレンス被害者自助グループ事業補助金	男女共同参画課
27 重点	女性に対する暴力相談ネットワークの構築	女性に対する暴力への迅速な救済と自立支援のため、関係各課が共通認識を持ち、連携を密にする。また、民生委員等住民を含む各関係機関が担う役割を明確にし、連携・協力体制を強化することによって、未然防止と早期対応を図るためのネットワークを検討する。 DV防止庁内連絡調整会議の設置 関係機関とのネットワークの構築の検討	男女共同参画課
28	ドメスティック・バイオレンス加害者対策の構築	加害者に対する再発防止に向けた効果的な対応策について研究する。	男女共同参画課

### 市民のみなさんは

夫婦やパートナーであっても暴力は犯罪だということを知り、暴力を受けたら相談機関に相談し、解決に向けて方策を考えましょう

ドメスティック・バイオレンス：domestic violence

夫や恋人など、親密な関係にあるパートナーからの暴力。婚姻しているかいないかにかかわらず、パートナーに対しての身体的・心理的・性的暴力を指す。

民間シェルター：shelter

民間団体が運営する、暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、さまざまな相談に応じるなど、女性に対する支援をおこなう。

## 取組むべき施策 2

## セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
29	事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の強化	企業内でセクシュアル・ハラスメントなどの問題が生じた場合に組織内で対応できる体制の整備促進に努める。 労働基準監督署・公共職業安定所・県労政事務所職員による労働相談の実施 社会保険労務士によるアドバイザー相談の実施 勤労者向けガイドブックの発行 講演会の開催 男女雇用機会均等法周知のための企業訪問	工業課
30	市職員へのセクシュアル・ハラスメント防止対策の強化	意識啓発のための職員研修によるセクシュアル・ハラスメントの未然防止や相談員制度の周知による適切な対応に努める。 セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施 庁内 LAN によるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発周知	人事課

**事業者は**

職場のセクシュアル・ハラスメントを根絶し、男女の人権を尊重した職場づくりを進めましょう

**教育関係者のみなさんは**

男女の人権を尊重し、教育の場でのセクシュアル・ハラスメントを根絶しましょう

**セクシュアル・ハラスメント：sexual harassment**

一般的には雇用の場での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。教育機関や福祉現場などでの「性的いやがらせ」も社会問題になっている。

### 取り組むべき施策 3

## 性の商品化の防止

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
1 再掲	男女共同参画の視点からのガイドラインの活用	市の作成する刊行物での性別による固定的な役割分担の解消に向けた適切な表現・表記の手引きを作成し、活用する。 ガイドラインの作成と活用	広報広聴課 男女共同参画課
31	地域の環境浄化のための啓発及び補導活動の推進	青少年の非行防止や健全育成のために、性の商品化につながるような有害広告の撤去活動等を行う。 愛のひと声運動 市民総ぐるみ環境点検活動 街頭補導活動	青少年課
32	メディアリテラシーに関する講座の充実	メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力を向上するための学習の機会を提供する。 メディアリテラシー講座の開催	男女共同参画課

#### 市民のみなさんは

「性」を商品として扱うような広告や表示をチェックしてみましょう

メディア・リテラシー：media literacy

一般にリテラシーは読み書き能力、識字と訳され、メディア・リテラシーは、メディア内容を解読・活用する能力とメディアを使って表現する能力を示し、メディア教育に関連して用いられる。

## 施策の方向 4

# 生涯を通じた男女の健康を支援する

第3条(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、思春期や更年期・向老期など、男女共に健康上の問題を抱えていることが指摘されています。このため、男女が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、生涯を通じて健康を享受できるように、生涯にわたる健康づくりを支援します。

### 取組むべき施策 1

## 性と生殖に関する知識の普及

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
33 重点	性教育サポート事業の実施	生命尊重の精神を基盤に、性に関する正しい知識や妊娠中絶の現状や影響等への認識を深め、望ましい行動が取れるような資質や能力を養う。 中学3年生を対象とした産婦人科医師による講話	学校教育課
34 重点	性と健康に関する健康教育の開催	自分の人生設計、妊娠と人工妊娠中絶、性感染症と予防法、命の大切さ、自尊感情などについて、性と健康に関する教育を行い、正しい知識や情報を提供するとともに、性に関する態度や行動を自己決定できる能力を高めるよう支援する。 思春期におけるピアカウンセリング手法による教育 若い世代を対象とした講座開催 婚姻届提出時等におけるパンフレット配布 高校生、大学生へのパンフレット配布 産業保健師研修会における課目設定 など	健康課
35	家族計画・妊娠に関する啓発	妊娠・出産・育児期や思春期等に起こる、心身の健康に関する相談に応じ、適切な助言指導により自らが自分の体について判断し、行動がとれるよう支援する。 また、子育て中の母親に対する家族計画の指導も行う。 乳幼児・妊産婦健康診査の実施 子育て相談ホットライン、子育て支援出前サービス、栄養相談、思春期相談 新生児、妊産婦、乳児、幼児、小児慢性特定疾患児、思春期の保護者への指導	健康課
36	ママパパ学級の開催	妊婦とその夫及び乳幼児を持つ親を対象に、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産に関する知識や技術を学び、子育ての体験の機会の提供を行う。	健康課

ピアカウンセリング：peer counseling

同世代の人や、同じ経験を持つ人が、相手の話を聞き情報提供をおこなうことによって、相手が問題を自分で解決する手助けをすること。

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
37	思春期の子を持つ保護者に対する教育の実施	思春期の子を持つ親を対象に、思春期における身体的・心理的特徴の理解を深め、積極的な子どもとの関わりを持てるよう支援する。 学校における思春期講演会 地域における健康教育	健康課

## 取組むべき施策 2

### 生涯を通じた男女の健康支援

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
38	成人向け各種健康診査と事後指導の実施	検診や事後の指導を強化し、健康に関する関心を高め、単に病気でないばかりではなく、身体的、精神的、社会的にも良好な状態であるように自分の体を管理できるようにする。 健康教室の開催 基本健康診査と事後指導の実施	健康課
39	健康教育の実施	「自分の健康は自分で守る」という自己管理能力を高め、生活習慣病等の予防、健康の保持増進が図れるよう各事業を実施する。 また、精神障害に対する偏見・差別を取り除くとともに、疾病の早期発見・早期対応のため、普及啓発を展開する。 ○地区組織等健康教育 生活習慣病予防のための健康教室・こころの健康づくり講座 更年期・高齢期対策	健康課 保健予防課
40	母子手帳を活用した母子の健康管理（外国人向けを含む）	妊娠初期から母子手帳の交付を受け、出産後、子どもが就学するまでの間の母子の健康に関する記録をしていくことで、充実した健康管理をしていく。	健康課
41	医療費の助成及び公費負担制度の充実	病気の早期発見、早期治療を促し、健康増進を図るため、医療費の助成及び公費負担制度の充実を図る。 乳幼児・妊産婦医療費助成制度 その他医療費助成	健康課
42	不妊に悩む人への支援	不妊に関する一次的な健康相談、専門機関の紹介など、不妊に関する相談に保健師が応じるなど、不妊に悩む人への支援の充実を図る。	健康課

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
43	エイズを含む 性感染症の予 防及び啓発	エイズを含む性感染症の蔓延を防止するため、正しい知識を普及啓発するとともに差別、偏見の解消に向けた啓発活動を推進する。 エイズ予防啓発普及活動 検査の実施 相談事業	保健予防課
44	精神保健福祉 相談の強化と 相談機関ネッ トワークの充 実	心の健康に関する不安や悩みを持つ人に精神科医師や精神保健福祉士が相談に応じ、必要に応じ適正な医療に結びつける。また、地域での精神保健福祉活動における問題解決を図るため、関係機関との連携を強化する。 精神科医師、精神保健福祉士による相談の実施 ○宇都宮市保健・福祉サービス調整推進会議の開催 ○関係機関による精神事例検討会の開催	健康課 保健予防課
45	健康に関する 電話・面接相 談の実施	保健師による心身の健康に関する不安や悩みの相談を実施し、本人や家族の不安を軽減する。 保健師による電話・面接相談の実施	健康課 保健予防課
46	地域スポーツ 活動の促進	身近なところで自分にあったスポーツを生涯にわたって親しめるよう、地域におけるスポーツ活動を促進し、スポーツへの参加機会の拡充のため、各種スポーツ教室等を開催する。 巡回スポーツ教室の開催 総合型地域スポーツクラブの育成 体育館、運動場でのスポーツ教室など自主事業の実施	スポーツ振興課
47	スポーツ指導 者の養成	市民のスポーツ活動を促進するため、実技指導等を行う体育指導者を育成し、気軽に参加できるスポーツの普及を図る。 体育指導委員の養成	スポーツ振興課

**市民のみなさんは**

自分や夫、妻、家族の心とからだの健康を気遣い尊重するようにしましょう  
子どもたちが自分の性を大切にしよう家庭で話し合しましょう

**事業者のみなさんは**

企業として、社員の健康維持や健康づくりに注意を払いましょう



## 施策の方向 5

# 国際化に対応した 男女共同参画を促進する

第3条(6) 国際社会における動向に対する留意と協調

男女共同参画社会の形成は、国際社会におけるさまざまな取組と密接な関係があることから、それらと連携・協調して行われることが重要です。また、市内在住の外国人が増え、地域社会等で外国人との交流を推進する必要が出てきました。このため、在住外国人がより市民生活を豊かに、そして地域と積極的に交流できるよう支援します。

### 取組むべき施策 1

## 在住外国人への支援

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
25 再掲 重点	外国語による相談体制の充実	外国語による情報提供や相談を行う。 外国人行政相談窓口の設置 外国人向けパンフレット等の作成と配布 公共事業者へのチラシの多言語化を要請 外国人のための総合的な相談窓口の新設	広報広聴課 秘書課 各課
48 重点	日本語講座の開催	市民ボランティアを講師とする日本語講座及び外国籍児童・生徒と親に対し、授業内容の理解を図るため日本語教室を開催する。 日本語講座 親子ふれあい日本語講座 外国籍児童生徒日本語指導講師派遣事業	秘書課 学校教育課

## 取組むべき施策 2

## 国際理解の推進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
49	国際理解講座の開催	国際化に関するテーマを取り上げ、子どもときから国際的視野を養う。 子ども国際理解教室の開催	生涯学習課 秘書課
50	姉妹都市等交流の促進	姉妹都市・友好都市への派遣と訪問団の受け入れ等による国際理解と交流を深める。 国際交流事業	秘書課
51	市民、地域団体等への啓発	外国人とパートナーシップを築くため、相互に理解を深め、人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を進めるため、交流の場を設定する。 各自治会の活動において、国際交流ができる場の設定 市民憲章推進協議会の活動において、国際交流ができる場の設定 市民の日実行委員会などの活動において、国際交流ができる場の設定	自治振興課 秘書課
52	男女共同参画関連団体等の国際交流活動の支援	男女共同参画関連団体等が行う諸外国との交流活動に、情報提供などの支援を行う。	男女共同参画課
53	指導者育成のための海外研修への派遣	市民を海外に派遣し、国際的な視野を広げ、宇都宮市の男女共同参画の推進にあたる地域リーダーを養成する。 海外研修への派遣	男女共同参画課
54	諸外国の男女共同参画関連資料の収集と提供	男女共同参画の推進は、国際的な動向と密接な関連があることから、国際社会における現状などについて、情報の収集と提供を行う。 男女共同参画推進センターにおける情報提供 情報誌による情報提供	男女共同参画課